資料5

富谷市高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画策定について

富谷市保健福祉部 長寿福祉課

介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、8期指針:令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合 確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標

○ その他の事項

保険料の設定等

- 〇保険料の設定
- 〇市町村長は、地域密 着型の施設等につい て、必要定員総数を 超える場合に、指定 をしないことができ る。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 〇 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 〇 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標 その他の事項

基盤整備

〇都道府県知事は、介 護保険施設等につい て、必要定員総数を 超える場合に、指定 等をしないことがで きる。

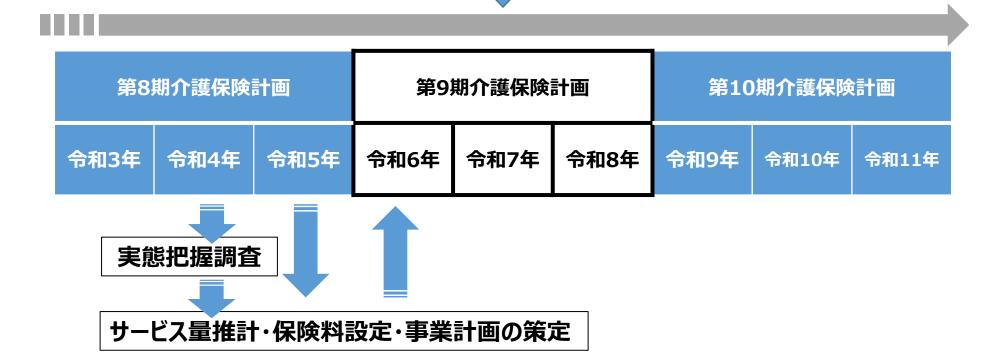
資料:厚生労働省老健局

計画策定の根拠法令①

〇介護保険法第117条(市町村介護保険事業計画)

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

団塊の世代が75歳以上に



資料:令和4年度富谷市介護保険運営委員会

計画策定の根拠法令②

〇老人福祉法第20条の8第1項(市町村老人福祉計画)〕

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

高齢者を対象とした居宅生活支援や福祉施設等(老人福祉法に 定められた「老人福祉事業」)に関する目標量とその確保方策につい て定める計画。

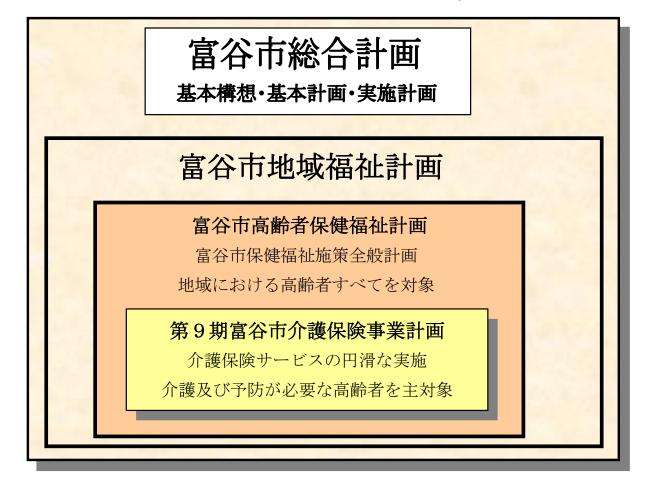
本市では**「高齢者保健福祉計画」**として、「**介護保険事業計画」**と 一体的に策定する。



「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、本市における高齢者福祉施策や、介護保険事業の基本的な指針・方向性を示し、取り組むべき施策等について記したもので、この計画を基に、高齢者福祉施策や介護保険事業を総合的に展開するもの。※次ページ「計画の位置づけ」参照

計画の位置付け

〇本市の最上位計画である『富谷市総合計画』をはじめ、福祉施策における上位計画である地域福祉計画等との整合性を図りながら、**高齢者施策**を担う『**富谷市高齢者保健福祉計画**』と『第9期富谷市介護保険事業計画』を一体的に策定する。



第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、<mark>都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる</mark>など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス 基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な 施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント(案)

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ <u>中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて</u>、施設・サービス種別の変更など<u>既存施設・事業所のあり方も含め検討し、</u> 地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など</u> 地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う 主体として観念することが重要
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談 支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ・ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

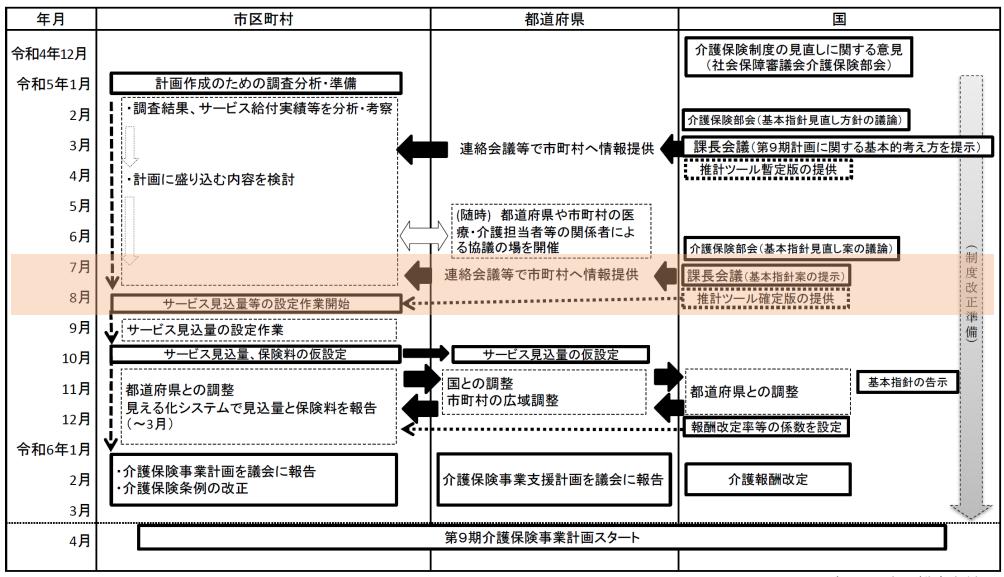
資料:厚生労働省老健局

第9期計画において記載を充実する事項(案)

- 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、 主に以下の事項について記載を充実してはどうか。
- 1 介護サービス基盤の計画的な整備(P8~14)
- 〇中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、 地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性 (P8~11.14)
- 〇医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化(P12)
- 〇サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性(P11)
- 〇居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性 (P13)
- 〇居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など 地域密着型サービスの更なる普及(P13)
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組(P15~31)
- 〇総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性 (P15)
- 〇地域リハビリテーション支援体制の構築の推進(P16)
- 〇認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組(P17)
- 〇地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等(P17)
- 〇重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進 (P17)
- 〇認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進 (P18)
- 〇高齢者虐待防止の一層の推進(P19~22)
- ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進(P19.23)
- 〇地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性 (P24)
- ○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備 (P25)
- 〇地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供 (P26~28)
- 〇保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実 (P29,30)
- 〇給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進 (P31)
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進(P32~43)
 - 〇ケアマネジメントの質の向上及び人材確保 (P32)
 - 〇ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 (P33,34)
 - ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備 (P35,36)
 - ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援·施策に総合的に取り組む重要性 (P37)
 - ○介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用(P38)
 - 〇文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)(P39)
 - ○財務状況等の見える化 (P40,41)
 - 〇介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進 (P42.43)

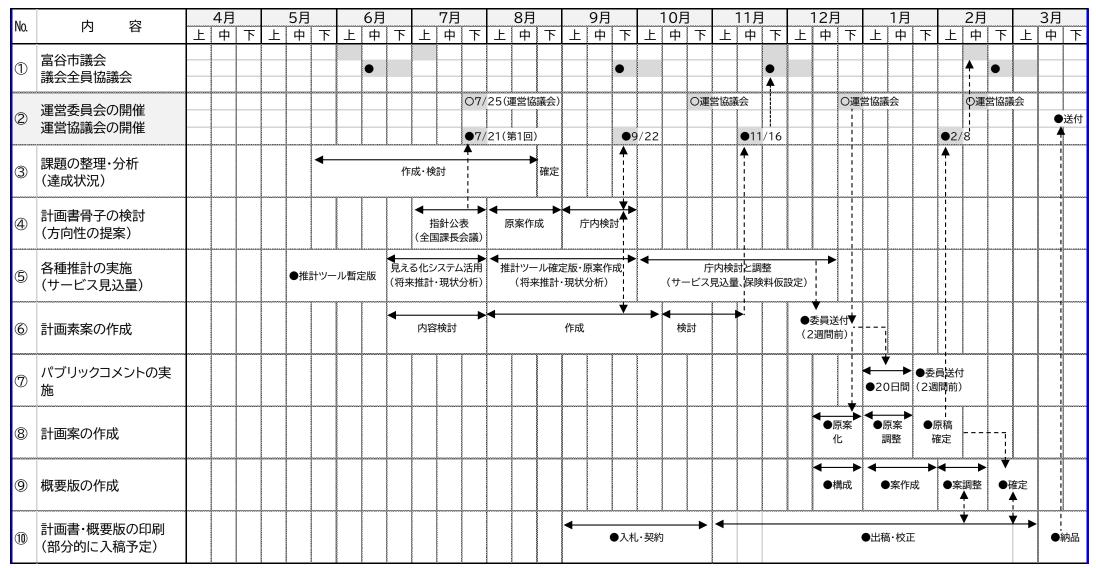
資料:厚生労働省老健局

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R5.2.27時点)



資料:厚生労働省老健局

令和5年度 富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定スケジュール (案)



OR5介護保険運営委員会(予定)

第1回:令和5年7月21日(R4実績・R5計画) 第2回:令和5年9月22日(施策評価・基本指針の報告及び骨子案及び課題検討)

第3回:令和5年11月16日(計画素案、パブコメ案) 第4回:令和6年2月8日(計画案、パブコメ、事業計画書(見込量・保険料設定)

第9期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

